

監視と盗撮

柏原全孝

Surveillance and *Tousatsu* (Sneak Shot)

Masataka KASHIHARA

要約

監視研究においてしばしば見られる監視と覗き趣味 voyeurism のアナロジーについて、たんに監視批判の文脈でアナロジーを用いるのではなく、このアナロジーによって監視についての理解を深めることを本稿は目指す。なかでも、監視にアナロジーされるべきは盗撮であり、盗撮と監視カメラとの類似を超えた相同性を示し、さらに、監視全般と盗撮との共通点と相違点を考察する。現代監視の最も特徴的なデータ監視的な面が盗撮にも見られる一方で、盗撮と異なり、監視が見ることについて不熱心であることを論じる。

キーワード：盗撮 監視 収集 やらせ

1. はじめに

監視社会論の分野ではしばしば覗き趣味 voyeurism という言葉に出会う⁽¹⁾。それは、監視と覗き趣味とのアナロジーによって監視の悪趣味さを強調し、また監視への批判を喚起することが期待されているからだろう。だが、このアナロジーはそれだけの役割なのだろうか。それ以上の含意はないのだろうか。アナロジーは未知を既知になぞらえることで未知を了解可能にする方法である。われわれははたして覗き趣味についてじゅうぶん知っているだろうか。覗き趣味には窃視もあれば盗撮もある。それらをひと括りにしていいのかどうか。われわれは決して覗き趣味についての十分な理解に基づいて監視とのアナロジーをしてきたわけではないはずである。もし、このアナロジーが含意するところを覗き趣味への不十分な理解のためにわれわれが気づいていないとすれば残念な話である。

後の議論を先取りすることになるが、監視がアナロジーされるべきなのは覗き趣味のなかでも窃視ではなく盗撮である。本稿は、監視と盗撮とのアナロジーの妥当性を吟味し、その有効性を

推し量る。その議論が、現代の監視についての理解を深める一助になればと思う。以下ではまず最初に覗き趣味という大きな枠組みの中で、窃視と盗撮の区別を付けることから始めよう。

2. 盗撮と窃視

盗撮と窃視について、一つの通念がある。窃視の欲望が最初にあり、それにカメラ技術の進歩が付け加わって盗撮が行われるようになった、というものだ。この通念は窃視の欲望と盗撮の欲望とを無条件に同一視している点で誤りを含んでいる。この通念が社会に広く浸透していることを示す例は、カメラ付携帯電話のシャッター音の仕様である。小さな撮影装置を多くの人が当たり前のように持つ事態を前にして、われわれの社会は戦慄き、慌ててシャッター音を消せないようにした。電話に付いた小さなカメラによって誰でも窃視の欲望を実現ないし刺激されるのではないかと恐れたわけである⁽²⁾。なるほど、携帯電話のカメラで盗撮行為を行う人はいるだろう。だが、その人物は盗撮をしたのであって、窃視をしたのではない。なぜ、そう言えるのか。窃視と盗撮はそれぞれ独自の営為だからである。

窃視は「見る」のみであるのに対し、盗撮は「撮る」と「見る」から成る。撮るメディア、すなわち視覚的に記録するメディアが介在するのが盗撮である⁽³⁾。したがって、盗撮において見られるのは、対象そのものではなく、記録された映像である。窃視ならその場面を直接見るし、それも一回限りにおいて見るわけだが、盗撮は映像として繰り返し見ることができる。当たり前と言えば当たり前なのだが、この記録するかないかということが盗撮と窃視とを二つの別の営みに分かつ決定的な境目であり、記録することに付随する特性が盗撮を特徴づける。そうした特性は以下の通り3点挙げられるだろう。順に見ていこう。

まず第一に編集可能性である。盗撮においては、見るに値するものと値しないものとの選別が可能になる。見るに値しないと判断された映像を破棄することができるし、極端に言えば、見ずに捨てられることもあるだろう。また、編集が可能である以上、改変も可能であり、そこまで含めた意味で編集可能性を考えておきたい。そして第二に、コレクション可能性である。記録された映像はモノとして蓄積していく。したがって、盗撮は収集が可能なのであり、実際、盗撮された映像はしばしば収集されコレクションを形成する。その点で、盗撮の欲望にはコレクター的欲望が隣接ないし内包されていると考えられるだろう⁽⁴⁾。そうしたコレクションは自分の盗撮映像を蓄積することによって構成されるのみならず、他人の盗撮映像が加えられることも珍しくない。むしろ、その方が多いのかもしれない。盗撮が撮ると見るに分離しているため、撮る人物と見る人物が異なり得ることはあらかじめ盗撮の定義に書き込まれていると言ってもいい。だから盗撮映像は売買も含めた交換を通じてコレクションされるのであり、そうした交換を可能にするためになんらかの共同体の存在を前提とするはずである。これが第三の特性、盗撮共同体とも呼ぶべきものの存在である。そこには盗撮の映像を収集する人々がおり、映像を鑑賞し、吟味

し、種々の情報等も交換している。自分では撮影せずに盗撮映像を見るだけの人物もこの共同体あってこそ収集することができる。また、撮る人物の中には自分の撮影した映像が共同体に流通すること、すなわち、観賞され、コレクションされることを期待している人がいるかもしれないし、そのことから得る経済的利益に期待する人々もいるだろう。アダルトビデオの盗撮というジャンルの成立は、こうした人々の存在を示している。盗撮趣味を掲げるインターネット上のサイトに設置された掲示板などではしばしばそうしたことを伺わせるやり取りがおこなわれているだろう。

以上のように、編集可能性、コレクション可能性、盗撮共同体と3点を盗撮の特性として挙げたわけだが、いずれも窃視にはない盗撮固有のものばかりである。それをふまえて監視と盗撮のアナロジーに関する議論に進みたい。もちろん、盗撮との関係がもっとも近い監視の仕組みとえば監視カメラ以上のものはない。そこで、監視全般の議論に入る前に、監視カメラと盗撮の関係を考えてみよう。

3. 監視カメラと盗撮

監視カメラの存在目的は、犯罪現場を記録しておくことで犯罪者の捕縛を容易にすること、そして、それを犯罪行為に及ぼんとする者に認識させることで犯罪を抑止することである。だから、監視カメラの存在を明示するとその場所の防犯性が高まると期待されている。形だけの監視カメラであるダミーカメラが売られているのも、そうした効果を期待したものであるだろう。しかし、監視カメラの存在がすべて明示されると、死角が問題になる。設置されたどのカメラにも捉えられない死角での犯罪は監視カメラでは抑止できないかもしれない。だから、監視カメラが存在することは示しても、実際にどこからどう映されているのかはわからないように、そして死角などどこにもないかのように配置されるのが理想的な配置ということになるだろう。人の多く集まる施設や場所ではこうした形での監視カメラの設置がもはや珍しくなくなっている。たとえば、その施設の一つが公衆浴場である。

公衆浴場では、窃盗防止などを目的に謳った監視カメラが脱衣場に設置されていることが多いし、なかには浴場や露天などに設置されているところもあると言われている。当然、それらのカメラは入浴する姿、脱衣の様子などを映す。入浴や脱衣などは盗撮の典型的な場面の一つであり、映像だけで言えば、監視カメラの映像はそのまま盗撮映像といっても通用するほどであるだろう。もちろん、盗撮が極秘に行われるのに対して、監視カメラはその存在を明らかに示している点で異なっている。だが、既述の通り、防犯効果を高めるためどこから撮影されているのかわからないようになってきていることもあるだろうし、どれほどの鮮明さで撮影されているのかもわからない。そうすると、いったい盗撮とどこが違うのだろう。実際のところ、公衆浴場を利用する人のなかには盗撮への不安を監視カメラに感じ取り、その撤去を求める人もある。しかし、施設

側は防犯上の正当な行為であるとして撤去に応じない例が伝えられている（神戸新聞 2004 年 1 月 10 日）。こうした事例は珍しくなく、北海道新聞は公衆浴場に設置されたカメラについて札幌法務局に取材し、同局の「微妙な問題だが、防犯上の自衛手段で、かつ設置を明示し、映像の外部提供がなければ、プライバシーの問題にあたらぬのでは」との判断を紹介している（北海道新聞 2005 年 4 月 11 日）。なるほど、盗撮か監視カメラかの境界は防犯上の自衛手段であること、設置の明示、外部提供なしの 3 点を満たすかどうかということのようだ。では、この 3 点がどれほど明確な境界になりうるかを考えてみよう。

もし浴場経営者が実は盗撮が目的で監視カメラを設置していたらどうだろう。つまり、防犯を謳いつつ、その真の狙いが盗撮であった場合である。もちろん、設置も明示し、外部提供もない。これでは、経営者本人が語らない限り、誰にも盗撮だとわからないだろう。また、その映像をアルバイトを含めた従業員が閲覧チェックできるようになっていたとしよう。彼ら従業員が監視カメラ映像のチェックを楽しみに就業していたとしても、それもまた盗撮と断じることができない。彼らはその映像を見るのは業務の一部なのだから。さらに、監視カメラの映像がすべて警備会社に管理されており、経営者や従業員では見ることができない形になっているとしても同じである。警備会社に勤務する人物が映像の閲覧を楽しみに就業しているかもしれないのだから。

したがって、少なくとも札幌法務局が示したような基準では監視を偽った盗撮などいくらでも可能なのである。仮に、組織的に運用規則を定めてその下で適切な運用がなされていたとしても、監視映像が何らかの偶発的な出来事を通じて「流出」することはあり得る。監視映像に関わった全ての人間が盗撮の意図を全くもっていなかったとしても、「流出」の結果、当該の監視映像は盗撮映像として流通するかもしれない。この場合、監視カメラを設置しなければ生まれることはなかった盗撮映像が、設置したばかりに作られてしまったことになる。要するに、監視カメラと盗撮、この二つは基本的に同じものの別称であり、区別することは不可能なのである。両者に明瞭な境界などない。

監視カメラと盗撮とのこうした相同性ないし不可分性は、ある種スキャンダラスなことのようにも思えるが、実際のところ、われわれの社会ではすでに織り込み済みである。盗撮防止法の法案作りが進められたり、盗撮に対してしばしば適用される各都道府県等の迷惑防止条例の条文改正などを通じて、盗撮が犯罪化、厳罰化の対象となっていることがそれを示している。不可分の両者を区分するには、なんらかの権力的な力の行使により一方を有徴化するしかなく、そのために一方を厳罰に処するに相応しい悪質な犯罪に仕立て上げる仕組みが作られている。すなわち、ある一定の行為が犯罪行為たる盗撮として有徴化されて可視化される一方、徴付けられないその他のものとして監視カメラが保護される。だから、盗撮が社会問題化したのは、カメラの技術が進歩して簡単に盗撮ができる環境が生まれたからではなく、それによって監視カメラの合法性を自動的に創出できるからである。実際のところ、カメラ技術の進歩が貢献したのは盗撮よりもむしろ監視カメラである。身の回りにあふれる監視カメラの急増ぶり、その市場の拡大ぶりからし

て明らかだ⁽⁵⁾。そして、言うまでもなく、ある存在を徴付ける権力的な振る舞いはその本性において恣意的である。たとえば、夏になるとしばしば海水浴場の様子が報道される。多くの海水浴客が水着姿を撮影され新聞やテレビときにはインターネットで流される。被写体の一人ひとりから撮影許可を取っているわけではないはずだが、同意を得ないまま高性能なプロ用の機材で撮影された精細な水着姿の映像がテレビやインターネットのニュースで流されている。それらは盗撮とならないのに、同じ光景を個人的に撮影した人物は盗撮者にされ、犯罪者扱いされてしまう。映像が報道される方がはるかに大掛かりであるし、もし「被害」なるものが存在するならそちらの方が大きいはずだが、決して報道された映像が盗撮とされることはない。監視カメラの合法性を創出するのにこの程度の恣意的な権力行使を容認してしまうのがいまのわれわれの社会なのである。

ところで、監視カメラは現代の監視全般においてどれだけの代表性をもつのだろうか。本章の議論が、監視全般に適用できるのならば、監視社会と形容されるわれわれの社会は盗撮社会と呼んでもよいということになるだろう。それとも、盗撮的なものは監視カメラ等に限られ、監視全般にはおよばないのだろうか。

4. 監視社会的思考と盗撮的視線

行為としての監視は古くからあるわけだが、とりわけて監視社会という語を用いるとき、そこに含意されているのは、「非身体的な監視が社会に浸透した状況」である（ライアン 2001＝2002：60）。たとえば、鈴木謙介が挙げた例を参照すると、空港のゲートを通過する人物の人種等がわかるようなビデオ的な監視カメラによる旧式の監視から、体温や心拍数など身体データを読み取ってモニターする監視への変化がある（鈴木 2005：505）。同じように監視カメラが行き交う人の身体に向けられているとしても、その視線が向かうのは、今や総体としての身体ではなく、特徴ある細部へと切り縮められたデータとしての身体である。いわば、個人が統御できない身体の諸反応や形状が当該人物の監視価値を決める。さらに、個人の行動の痕跡もデータとして監視対象になっている。たとえば、信販会社は買い物記録に興味を持つ。買い物行動の痕跡が関心事なのである。そこから、その人物の趣味嗜好が分析され、未来の消費行動が先取りされる。公的部門も民間部門もこぞって、こうした身体とは切り離された特徴的な細部としてのデータや行動の痕跡としてのデータの収集に努める。dataveillance（データ監視）という造語が生まれるほどにデータに基づく監視が行き渡り、「記録された行動の総体から抽出されたデータ・イメージ、それこそが重要」となる社会がわれわれの生きる監視社会である（ライアン 2001＝2002：50）。

身体を身体のまま対象とするのが盗撮であり、前章で相同的とした監視カメラであった。しかし、監視社会の核心にある監視は、身体を細部へと切り縮め、その痕跡にしか関心を向けない。

もはや、盗撮的な監視装置など一定の有効性はいまなお期待されているとはいえ旧式であり、監視社会的な監視の時代にあっては代表性をもつどころか、時代遅れのように思われる。だとすれば、監視と盗撮とのアナロジーは限られた有効性しかないことになる。本当にそうなのだろうか。盗撮はもはや監視社会のアナロジー対象としてはアナクロなのだろうか。それとも、監視全般と盗撮との間には監視カメラという限定を越えて共通する何かがあるのだろうか。

監視と盗撮との共通点として、われわれは一つの点なら即座に挙げることができる。それは、いずれも収集を伴う営為である点だ。映像なり数値なり、形態上の違いはあるにしても、それなりの収集可能な形態に変換されたモノ＝データの収集を監視も盗撮も必然的かつ構造的に伴うはずである。収集は重要な論点を含むので後に考察することになるが、収集という共通点だけで、監視と盗撮を似ているとするには十分ではない。収集を伴う行為は数多あるのだから。監視と盗撮のそれぞれを特徴づける面での共通点や類似はないのだろうか。そこで、現代の監視が生まれはじめた時代、19世紀に遡って考えてみたいと思う。なぜなら、現代の監視の特徴である身体の断片から個人を特定ないし識別しようとするデータ監視的傾向は新しいように見えても19世紀以来のものだからだ。

累犯者に対する厳罰化が法制化された19世紀、捕縛した犯罪者に前科があるかどうかを確認する必要が生まれた。もちろん、前科のある者は重刑を逃れるため名前等を偽るだろう。そのウソを見破る技術が必要となったのである。そのもっとも初期の方法が、たとえば、犯罪者の顔写真を集めたログギャラリー（犯罪者写真台帳）であった。だが、顔はヒゲや髪形で簡単に変装することもできるため、累犯者になればなるほど、逆にそれを逃れる術を心得るだろう。そこで、フランスのA・ベルティオンは、顔写真という曖昧さを多分に含んだデータではなく、身体部位に関するデータの収集と分類に関する複雑なシステムを作り上げ、犯罪者の身体を細分化・数値化し徹底的にファイリングし、それによって個人識別を行う方法を考案した。これがベルティオンの身体測定法である。それが画期的だったのは、それまで省みられることのなかった身体の細部に特別な重要性を見いだすようになったことだ。監視社会に通じる、身体をデータの集積として扱う最初の実践が身体測定法だった。これが司法機関に採用されたことで、身体は「一種の意図せざる言葉に、つまり発話者がコードを操るのではなく、権威者がコードを所有するような発話」へと変容しはじめる（ガニング 1995=2003: 117）。そのコードによって解釈された身体の細部は個人の同一性の証となった。そこでは犯罪者の身体はすべて数値に置換され、数値化困難な顔については各部位ごとに定型的な語彙が用意された。そうした語彙は顔のあらゆる部分におよび、ちょうどソムリエがワインの味や香りを表現する多様な語彙を持つように、フランス警察は顔を分類する多様な語彙をもつこととなった。そうした圧倒的な語彙の前では、犯罪者がいかように語ろうともその身体は「身元不明のひとつの身体」として扱われ、身体測定法によってはじめて「読み取り可能で分類可能なものに変えられ」、「疑問の余地のない同一性に固定される」（渡辺 2003: 54）。こうして「司法的同一性」（渡辺 2003: 54）と呼ぶべき新しい同一

性の時代が到来した。

身体測定法が新時代の画期であったとしても、「司法的同一性」にまつわるもっともシンボリックな帰結と言えやはり指紋の登場であるだろう。誰もが知っていながら目を向けなかった指先の紋様という、身体の末端中の末端といえる指紋が個人識別の決定的な証になるというのだから。指紋は真実の宿る細部としてこの上なく理想的な表象であり、その強力な個人識別の力は指紋押捺を巡って今なおわれわれが何かしら不安を覚えずにはいられないことにもうかがえるだろう。

ハーシェル、フォールズらが19世紀後半の似たような時期に異なる環境の中で指紋に注目し、個人の同定に利用できることを発見する。そして、指紋はハーシェルゆかりのエドワード・ヘンリーとその部下アジズル・ハクによる分類方式を得て、個体識別の決定的な指標としての地位を獲得する。真実の宿る細部の理想的な表象としての指紋は、瞬く間にベルティヨンの複雑な身体測定法を過去のものとした。個人という総体の同一性が名前や顔ではなく、指紋によって保証される時代が幕を開けた⁽⁶⁾。そのとき、「単なる指先の螺旋の紋様は、指紋と呼ばれる制度＝表象に変容した」のである（渡辺 2003：140）。

さて、19世紀に遡る身体の断片データから個人を同定しようという試みは、指紋とその分類システムによって最初の完成を見た20世紀を通じて、社会の監視社会化に貢献してきた。ここで本章の先の問い、監視全般と盗撮に類似はあるかという問題を考えておきたい。すでに述べたように、身体の断片データを基盤とした現在の監視社会のありようと、身体全体を対象とする盗撮のありようとは、直観的には異質であるように思える。だが、その直観が正しいのだろうか。

顔写真で個人を同定するのは全く心許ないと考えていたベルティヨンだが、既述のように、顔を細分化し分類する語彙を作ることで顔を身体測定法に取り込んでいった。信頼がおけないとしながらも彼が顔写真を放棄しなかった点には、次に見るように盗撮が内包する一種のねじれと同じようなものが見いだせる。

盗撮の定番に含まれるのがトイレやシャワー室など、個室における盗撮である。こうしたところでは、被写体とカメラとが接近するため、全身像ではなく部分的な映像が多くなる。もちろん、期待されているのは性的な部位の撮影であるはずだが、なぜか顔だけを捉えるアングルにもカメラが設置されることが少なくない。本物の盗撮かやらせの盗撮かは別にして、一般に市販されている映像でもしばしば顔が映されているという。それらを分析した三浦俊彦は、「顔出し」は盗撮ビデオの売り文句として重要であるのみならず、局部に重点があるより「顔重点主義のほうが覗きの核心」に近いとさえ言う（三浦 2007：199-200）。局部の撮影こそが期待されているはずの盗撮であり、しかも、カメラを顔に向けて設置すれば被写体から発見されてしまう危険性も高まるはずなのだが、顔映像の有無は盗撮映像全体の価値を左右するのである。本来の狙いではないという点で顔は余分のはずだが、それなくしてはならないという点では本質的な一部である。ベルティヨンが顔写真に不信を抱きながら、数値表現できないゆえに大量の語彙を用意す

る手間をかけてまで顔を身体測定法の一部として取り込んだのも、顔写真の不在が身体測定法全体の価値を減じかねないと考えていたためかもしれない⁽⁷⁾。じつを言えば、ベルティオンは一つの手段として、手配の顔写真を重要参考人自身に見せることを推奨することさえしている。本人ならそれが自分かどうか一瞬で悟るはずで、その様子を観察すれば被疑者かどうかすぐにわかるというのが彼の考えであった（橋本 2008：143）。これでは最初から顔写真を当人に見せればよいということになり、身体測定法自体を否定しかねない。そこまでして、顔の映像になぜか盗撮もベルティオンも固執してしまうのだ。

顔の映像に魅せられているという点で、ローグギャラリーに人々が押し寄せたことを想起しおかねばならない。「プロの犯罪者達のポートレイトを公に展示することは、写真ギャラリーのもっとも人気のある形態の一つ」だった（ガニング 1995=2003：106）。ローグギャラリーは犯罪についてのリアルなイメージを提供したろうし、犯罪を一つのスペクタクルとして仮想的に楽しむための素材でもあっただろう。なぜなら、そこに犯罪者の「顔」がたっぷりあったからだ。ローグギャラリーが顔写真以外の写真を掲載するものだったらきっと人はそんなに集まらなかったことだろう。そういえば、われわれの身分証や同等の機能を果たすものにはしばしば顔写真が貼られている。受験票や学生証、さらには、パスポートや自動車等の免許証、どれも顔写真が必須である。クレジットカードでは、顔写真付のものがセキュリティの高いカードという宣伝文句を与えられているほどだ。それらに付された自分たちの顔写真はなぜか恥ずかしさを覚えるものとなるべく人には見せたくないものであったり、互いに見せ合っては笑いを誘ったりするような写真である。それでもわれわれはそこにそうした写真を貼り続けている。ローグギャラリーに押し寄せた人々、顔写真を取り込まずにはいれなかったベルティオン、顔が見れなければ満足しない盗撮鑑賞者たち、そして、見せたくない顔写真を身分証に貼り続けるわれわれ。みなどこかしら似ている。顔の映像は盗撮から監視まで、何かしらその全体を貫く特別な意味を持っていそうだ。この顔の映像をめぐる論点は興味深いが、本稿では、掘り下げるのはここまでにしておきたい。さしあたり、先の直観は間違っているかもしれないということはこの論点が示唆していることさえ確認すれば十分である。

とはいえ、顔の映像は監視社会と盗撮とのアナロジーに正当性を与える論拠としてはまだ足りない。なぜなら、指紋は顔を必要としないからだ。だから、指紋も包摂できるだけの類似点や共通点を提出できなければ、盗撮と監視のアナロジーはここで限界を迎えることになる⁽⁸⁾。さて、どこにアナロジーの論拠たるポイントを求めるべきだろうか。

改めて盗撮を考えてみよう。すでに述べたように、盗撮においては、撮ると見るとが分離していた。つまり、撮影者と鑑賞者の分離があった。それが盗撮の共同体を現実により作り出す大きな要因であり、アダルトビデオに盗撮という固有のジャンルが成立する理由でもある。撮影者サイドに位置する制作側はもちろん本物を売り文句に鑑賞者へ映像を提供するわけだが、他方で警察の摘発や捜索に対する防衛としてやらせも主張するダブルスタンダードを使い分ける（三浦

2007：311)。そのため、やらせ映像、すなわち、撮影されていることを自覚しながら排泄場面などに挑むモデルたちが登場する映像が盗撮映像として流通しているものの中に多数含まれている。やらせ盗撮を本物盗撮と騙されながら購入などするリスクが鑑賞者にはあるわけだが、熟練した鑑賞者になればやらせかどうかの区別がある程度できるようになるらしい。なぜなら、盗撮映像を熟視すれば顔以外の身体部位を通じて、「本人が気づいていない、または気づきにくかった一目瞭然の個性を、盗撮視点のおかげで難なく認識でき」るのであり、それによって同じモデルが複数の映像に登場していることを見抜くことができるからだという（三浦 2007：382）。つまり、盗撮映像のなかに「モデル」として登場している自覚的な被写体の「指紋」としての細部を見つけること、それがやらせ盗撮を見抜く術なのである。ここにわれわれは、盗撮がその構造的必然のなかですでに監視社会の核心をなす思考を実践していたことを知る。盗撮と監視の共通点の発見。われわれは盗撮と監視のアナロジーを可能にする強力な論拠をここに見いだす。

盗撮と監視はわれわれの直観をはるかに越えてに似ているし、双方の重なりは監視カメラだけというような限定的なものでもない。そして、盗撮とのアナロジーが教える現代の監視社会にはまだまだ未知のものがある。このアナロジーにはまだまだ汲み尽くすべき含意が埋もれている。さらに議論を進めていこう。

5. 虚と実

すでに2章で、盗撮の基本的な特徴を確認したわけだが、そこでは個人識別に関わるような事項は一切出てこなかった。それも当然のことで、盗撮が個人識別を目的として行われているわけではなく、それは副次的な効果であるにすぎないからだ。かといって、その副次的な効果を排除できないし、それを排除しようとするれば盗撮自体が成立しなくなる。盗撮に個人識別の可能性は絶えずついて回る⁽⁹⁾。なぜなら、個人識別の可能性は盗撮の本質たる記録されたものであるということから生じているためだ。

盗撮映像の鑑賞者たちも、当たり前だが、個人を同定することを目的としているわけではない。それが副産物として生まれてくるのは、盗撮をめぐる独特の状況、すなわち、やらせと本物のダブルスタンダード、虚実の宙ぶり状態が盗撮の宿命であるからだ⁽¹⁰⁾。鑑賞者はその状態のなかで映像を見る。盗撮の共同体を生きるということは、虚実の宙吊り状態のなかで騙されているかもしれないと感じつつ、騙されたくはないと願いながら生きることである。そこでは鑑賞者の目、その眼力こそが頼りとなる⁽¹¹⁾。もちろん、共同体内における情報交換も虚実の宙ぶりを生きる助けとなるだろうが、情報の信頼性が保証されているわけではない。つまるところ、自分の眼力次第なのである。

さて、虚実の宙ぶり状態において、鑑賞者はその映像の本物らしさ、やらせらしさをまずは見極めようとするだろう。盗撮に自覚的でなければできない振り舞いを見いだしたり、盗撮に気づ

いていないからこそその動きを見抜くことで本物とやらせとを見分ける。しかしながら、制作側は鑑賞者に本物が望まれていると分かっている以上、彼らなりに本物らしさを演出する。すると、いっそう虚実の宙ぶり状態は深まり、見分けの困難さも増す。だから、相応に難易度は高くとも、モデルを同定する細部＝「指紋」を発見することがもっとも確実な方法なのだ。それが発見されると、次々と同一モデルの登場映像がやらせとして看破される。だが、もっとも肝心なのはここからだ。やらせと看破されたからといってその映像は必ずしも価値を落とさないのである。看破したそのとき、鑑賞者は「詐欺被害者の立場を脱して、ラセ（＝やらせ）共犯者たる被視体の裏をかいた本物窃視を遂げる」のであり、さらに「一方的特権視座を獲得」する（三浦 2007：382-383）。看破されたやらせ映像は鑑賞者に本物盗撮ならぬ本物窃視を遂げさせ、特権的視座を提供するという本物盗撮にはない機能、役割を獲得することになる。本物とやらせの序列関係は、ここで逆転ないし無効化される。見破られないよう工夫を凝らされたやらせ盗撮映像は、その工夫が凝らされた分だけいっそう、鑑賞者に「特権視座」を与えることができる。なぜなら、念入りに本物らしく作られたやらせ盗撮映像ほど、看破した時に鑑賞者が得る満足が大きくなるからである。

したがって、盗撮はその映像が見られれば見られるほど、逆説的にも、その本来の性的な面から乖離していく。虚実宙ぶりの盗撮映像の共同体を生きる鑑賞者の目をもっとも凝らして見るものは、やらせと知りつつ本物と偽って売る製作側の本性であり、騙すために登場する自覚的なモデルたちの自覚を越えた姿態である。見えているのはもはや盗撮映像ではなくそれ以上のものである。彼は性的欲望に導かれて盗撮映像を見始めたはずだが、本物とやらせ、虚実の入り交じる独特の世界のなかで盗撮映像を見ながら次第に盗撮映像以上のものを見つめだす。こうして、彼の目は見えざるものを見んとする窃視者の目になる（柏原 2006）。

もともと、本物盗撮としての「実」からやらせ盗撮としての「虚」を見分け、本物盗撮こそを楽しみたいと願っていたはずの欲望は、やらせをやらせと見分ける目を持つことでそこに新たな「実」、本物盗撮の「実」とは異質の「実」の発見により変質する。虚としての実。そのようなものとして見ることのできる目を持った盗撮鑑賞者たちにとって、盗撮映像を楽しむという行為は性的な楽しみであると同時にそれ以上のものである。盗撮の共同体に足を踏み入れたばかりでない限り、本物と偽られたやらせ映像に素朴に満足することはない。虚実の宙ぶりのなかで眼力を磨き続ける者だけが盗撮共同体を生きる資格を得るのであり、その目を持つ者だけが良質のコレクションを形成しうる。もちろん、そのコレクションはただ本物盗撮だけからなるわけではない。上質のやらせ盗撮もコレクションの一角を占めているにちがいない。上質のやらせ盗撮を見極める目を持つコレクターであることを証明する特別な役割をそれは担っているのだから。

もし、本物盗撮だけからなる世界があったとしよう。そこは確かに本物しかないから安心してコレクションできるし、楽しめるだろう。だが、その楽しみは少々凡庸な幸せではないか。コレクションについてのボードリヤールの言葉をここで思い出しておくべきだろう、「蒐集を単なる

蓄積とちがったものになっているのは、収集の文化的複雑さと同時に、その欠如、その不完全さである」(ボードリヤール 1968=1998: 33)。何か欠けていること、それがコレクションの資格なのである。盗撮の文脈で言えば、本物さの欠如、すなわち贋作としてのやらせ盗撮の存在であるだろう⁽¹²⁾。本物だけから形成されることが望まれていたはずなのに贋作としてのやらせがコレクションに紛れ込むこと、それが文化的複雑さをもたらすと同時に、欠如や不完全を特殊な形で持ち込む。やらせは盗撮の世界に奥行きを生む。もし盗撮が本物ばかりの世界だったらコレクターは育たなかったかもしれないし、コレクター的欲望も育まれなかったかもしれない。虚実の果てしない宙づりがあればこそ、盗撮の世界はそれに見合うコレクションを形成しうる豊饒な世界になるのである。

以上のような盗撮についての理解をもって、監視を盗撮とアナロジーすれば、監視はどのようなものとして描き出されるだろう。再びわれわれは監視の議論へと舞い戻る。そこで盗撮と監視のアナロジーの臨界に至るだろう。

6. 監視と欲望の不在

盗撮が虚実の宙づり、ダブルスタンダードを抱え込まざるをえないのは、3章でみた監視カメラと盗撮の相同性のせいである。監視の営みを合法的なものとして守る生け贄として盗撮は非法の領域へと差し出されたため、司法的権力向けの方便と盗撮共同体向けの方便とを使い分けねばならなくなった。逆に、監視では盗撮のような方便を使い分ける必要などないし、それが扱う収集データに虚も実もない。それらは一様に「本物」である以外ない⁽¹³⁾。

だから、もしわれわれについての収集された情報からデータ上のわれわれが作られたとしたら、それはそれとして「本物」である。データ分身と呼ばれるそれは、われわれに関する真実の総合、すなわちデータ分身はわれわれに関する一片の真実の集合体としてできている。だからデータ分身としての「私」と現実の「私」の転倒した関係も生まれる。たとえば、よく知られたそうした仕組みの一つ、アマゾンドットコムの「おすすめ」は、たんなる「おすすめ」ではなく、あるべきわれわれの欲望リストとなる。データ分身としてのわれわれの欲望が、現実のわれわれの抱くべき欲望になのであって、逆ではないのだ。また、別の場面では、われわれはデータ分身を通じて値踏み、査定される。保険会社、ローン会社はわれわれについての種々のデータに基づいてわれわれに相応しい保険料、貸付額を示すだろう。その査定にどれだけ現実のわれわれが不満を抱いても現実に動くお金はデータ分身によって決まる (cf. Lyon 2007: 199-200)。監視社会においては、データ分身がわれわれの真の姿なのであり、純化されたわれわれ自身なのである。

ところで、こうしたデータ分身が生まれてくる監視データの集積とはどのようなものだろう。盗撮は虚実の宙づり状態を抱え込むことで、コレクションと呼べるものが形成され、コレクター的欲望が育まれるような世界を形成しているのだった。監視においてもそうした見方は可能な

だろうか。つまり、飽くなきデータ収集によってせつせとデータ分身を創造する監視にコレクター的欲望を見ることができるのかどうかという問題である。

監視社会のもっともシンボリックな「制度＝表象」たる指紋を考えてみよう。われわれの社会において指紋はいまなお強力に司法・行政機関によって収集されるデータである。たとえば、アメリカでは1999年から統合自動指紋照合システム（IAFIS＝integrated automated fingerprint identification system）が稼働し、すでに有する5500万件の指紋データが犯罪捜査等に活用されている。それに加え、2004年から始まったUS-VISITという入国管理システムが一般のアメリカ入国者から指紋データを収集している⁽¹⁴⁾。入国者からの指紋採取ということでは、日本でもJ-VISという同様のシステムが2007年から稼働している⁽¹⁵⁾。こうした飽くなき指紋収集活動を見ると、われわれは指紋の起源にハーシェルという指紋コレクターがいたことを思い出さずにいけない。インド赴任時に偶然手形から指紋の固有性に気づき、指紋の行政的司法的利用の可能性を開いたハーシェルは生涯にわたって指紋収集を続けた。彼がフォールズら他の指紋の制度化に関係があった人物たちと違うのはそのコレクターとしてのありようである。指紋がすでに「制度＝表象」として確立されてからも、たとえば、彼を訪ねてやってきた古い友人たちから指紋を採取していたのであった。彼の指紋収集には、犯罪者であるかどうかという区別はない。自分も含め誰の指紋もすべて収集対象だった。それは現在の指紋収集システムが犯罪者から収集するだけではならず、入国者＝訪問者からも収集しているのととてもよく似ている。ならば、現在稼働している自動指紋採取システムもその根底にコレクター的欲望が横たわっているのだろうか。

前章で引用したボードリヤールのコレクションについての論考がここでも参考になる。その論考は「機能を抽象された物」について語ることから始まり、そこでは「機能を抽象され、主体に関係づけられた物の所有こそが所有」であり、そういう物が「コレクションの対象」であるとしている（ボードリヤール 1968＝1998：17,18）。つまり、コーヒーカップのコレクションがあったとして、それらはコーヒーカップとして使われている限りコレクションではなく、そのような使用目的から切り離された状態で所有対象となるとき初めてコレクションになる、ということだ。この枠組みで考えれば、ハーシェルの指紋収集はコレクションに相当する。なぜなら、ハーシェルの指紋収集は自身もそれに貢献して確立した「制度＝表象」を越えて収集されていたからだ。ハーシェルの収集した指紋に「機能」はない。だが一方、司法・行政機関が今日収集している指紋は「制度＝表象」としての指紋そのものだ。それらはどこまでも個人の同定という「機能」を抽象されることなく実用性の中に留まり続ける。たとえ、死者の指紋であったとしても、その指紋の「機能」が失われることは想定しにくい。だから、それは「ただの蓄積」であって、コレクションではない。司法・行政機関による指紋収集はもちろん、また、指紋以外のデータ収集や民間のそれに至るまで、監視におけるデータ収集は「ただの蓄積」としか見なすことはできない⁽¹⁶⁾。

今日のようなデータ監視を中心とする監視はいかなる意味でもコレクションを形成することは

できない。監視と盗撮とが決定的に相違するところがここである。類似を重ねてきた監視と盗撮が決定的に分かれるポイントがコレクション可能性と不可能性であるということ、これの意味するところは、監視に欲望が不在であることである。

監視は欲望を動因とする営為ではない。そんな人間臭いものは監視にはない。むしろ、監視はまったく淡泊だ。だから、監視カメラと盗撮の相同性にもかかわらず、またはそれゆえに、監視は監視カメラから身体を全体において見る能力を奪い、体温や心拍を見るだけのものへと作り替える⁽¹⁷⁾。その時、監視カメラの映像は、もはやわれわれが「見る」ものとはまったく別の光景、データ監視の光景を映し出す。その光景はもはや監視に人間の目など無用であると教えるだろう。とはいえ、これは今に始まったことではない。すでにパノプティコンのアイデアのうちにあったことだ。近代的な監視の典型としてしばしば引き合いに出されるパノプティコンが監視装置として優れている点の一つが、中央の監視塔の監視員が監視していなくても同じ効果が得られることだったのを思い出そう。監視は、その時から人間無用の「自動化」が目指されていたはずである。理想的なパノプティコンの状態は監視者の不在が実現している時、つまり、監視者の目などなくても監視できる状態がパノプティコンの目指すところであった。じつは、監視は見ないことを目指し、監視者としての人間を省くことを目指していただろう。

監視は、「視」という語を含みながら、見たがらない。人間の身体の動きを見るよりは体温だけを見るし、実際のわれわれを見るよりは、余計な要素を削ぎ落としたデータ分身としてのわれわれだけを見る。最小限の「見る」とどめるのが監視の監視らしさである。人間の目が見るような視線は監視に不要なのだ。もっと言えば、監視の目と人間の目は対立的関係である。監視にとって人間の目はろくでもないノイズでしかない。ノリスとアームストロングの調査によれば、モニタを見続けている監視担当者たちが視線を向けた相手を選んだ主たる理由が「明白な理由なし」であり、若い女性に対しては「覗き見するため」が理由にあがるほど人間の目は監視の視線を裏切っている (Norris and Armstrong 1999: 111-116)。監視が人間不在へ向かうとするのも当然だろう。監視にとって人間なるものはまったく邪魔なのだ。だが、それならばなぜわれわれの社会にこれほど監視が浸透しているのか。監視と人間が対立的であるのに、なぜわれわれの社会は監視社会の構築に成功しているのか。

監視には二つの側面があると言われている。配慮と管理である (ライアン 2001=2002: 14)。見守る監視と見張る監視。自分たちを見守り、他の人たちを見張るのが監視に期待されていることと言ってもいい。見守られる安心。監視に期待される配慮の面。ここにポイントがある。見守られていることわれわれが期待しているから監視社会化が進んだ、というシンプルな理解は間違いではないにしても正確ではない。それよりも、超越的な他者にまなざされること、すなわち見守られることを欲しているのに、「そのような他者のまなざしがどこにもないかもしれない」という不安を覚えいているから監視社会化が進んだという理解の方がより正確だ (大澤 2008: 151)。ただし、ここでの議論から言えば、「他者のまなざし」に相当する監視のまなざしはある

けれども期待されているような形で見てくれないからだという説明が適切だろう。監視の視線はある。間違いなくある。だが、それはわれわれを安心させてくれるだけ十分な視線を送ってくれない。それは、こちらの期待よりもいつでも少なめにしか見ないのだ。そこにわれわれは不安を感じる。ちゃんと見守られていないのではないかというその不安の別名がリスクだ。それにあわせて登場したリスクマネジメントなる言葉、こちらが監視を招来させる呪文となる。見ない監視という現代的な監視が、その見ないということによって、社会に浸透し、監視社会を可能にする。われわれは「見ない」監視に向かって、一所懸命に見守ってくれるようお願いながら、身体や行為をせせせと切り分けてデータ化し、監視へと差し出し、監視社会化を推進するエンジンを回し続けている。

7. 結び

盗撮と監視のアナロジーは、監視が盗撮ほどの「文化的複雑さ」もないのに、なぜ飽きもせず続き、われわれの社会が監視社会の度合いを深め続けるかを教えた。われわれは、リスクという名の不安に憑かれながら、監視が機能するために種々の法律や制度を作り、自らの身体や行為をバラバラにしてデータを提供し、とにかく、監視のために尽くしている。だが、いくら尽くしても決して監視はわれわれの不安を消し去ってくれないこともあきらかだ。では、この悪循環的状況の出口はどこにあるのだろうか。監視という憑き物を落とすのは何なのか。もちろん、この小論一編で答えを得られるなどと到底思っていないが、盗撮と監視のアナロジーを主題とした本稿なりに可能性を考えて結びとしたい。

盗撮の目的は盗撮対象となる行為、入浴や排泄等の行為を見ることだが、盗撮鑑賞者の目はそれを越えて、特別な真実の瞬間を目撃することへと向かうのだった。監視の目的にもそうした、別の枠組みへと昇華する契機があるのではないだろうか。盗撮では虚と実という枠組みがその契機を創出したが、監視では何がその契機となるだろう。一つの手がかりは、監視カメラが設置される真の目的である。防犯のために設置されている監視カメラの真の目的は、犯罪の現場を見ることである。たまたま映った犯罪発生の現場、犯人逮捕の瞬間等々は、クリアではない映像ながら繰り返しテレビニュースに登場して、われわれにログギャラリー的な楽しみを与えている。犯罪不安を口にしながら、生々しい犯罪場面に見入るわれわれのささやかな幸福。そこに犯罪不安が本当にあるとは思えない。われわれが監視に邪な期待をもっているのだとしたら…。邪な期待だから誰も表立って口にはしないが監視社会の向こう側を考える手がかりの一つではあるだろう。その意味で、監視カメラの映し出す光景を人間の目に取り戻すことはおそらく重要なことなのだ。それは、ライアンが監視についての主著を締めくくるにあたって「個人を再一身体化する」と強調していたことにもきっと通じているだろう（ライアン 2001=2002: 259-264）。

注

- (1) たとえば、監視社会論の代表的論者である D・ライアンによる監視研究の解説書においても、voyeurism は索引の項目として挙げられている (ライアン 2007)。
- (2) 日本の携帯電話メーカーの輸出品にはシャッター音の消せない仕様が採用されていないが、海外でもカメラ付携帯電話の撮影時に音が光が必ず出るようするべきかどうかの議論がある (たとえば、IT メディアニュース 2004 年 7 月 27 日など)。
- (3) 窃視にもメディアは介在する。窃視は見られずに見るという特殊な状況なくして成り立たないため、そうした状況を可能にするメディアが必要となるのだが、詳しくは柏原 (2006) を参照のこと。なお、盗撮は必ずしも「見られずに」の部分は必要ない。後述のように、被写体が撮影に自覚的であっても盗撮は成立するからである。
- (4) そうでなければ、記録したものは順次破棄されていくはずである。
- (5) 日本防犯設備協会による『防犯設備機器に関する統計調査』によれば、2000 年頃まで 1000 億円規模だった映像監視装置の市場規模は 2004 年頃には 2000 億円規模へと倍増している。
- (6) 指紋が個人同定の行政的な機能を最初に果たしたのはハーシェル赴任時のインドであるが、司法的な機能を果たすことになるのは、ハーシェルがイギリスに戻って以降のことである。本稿ではこのあたりの事情について詳しく述べないが、種々の事柄が絡み合った複雑な歴史が指紋の採用を巡ってあったことだけは指摘しておきたい。なお、指紋に関する全般的な歴史としてはセングープタ『指紋は知っていた』、発見者の一人フォールズの冷遇という視点から歴史を見直すものとしてビーヴァン『指紋を発見した男』をそれぞれ参照のこと。
- (7) 顔を細分化し、個別の部位を表現する語彙の豊富さを本文中でソムリエになぞらえたが、実際のところ、身体測定法の技術を得るには相当のトレーニングが必要となる点も含めてソムリエになぞらえることができるだろう。そうした面のコストも身体測定法が指紋に駆逐される一因であった。つまり、顔を含めることで数値以外の要素が入り込みデータベースの純粋さが失われかねない点も考えれば、身体測定法にとって顔を含める必要があったのかどうか。
- (8) 橋本一径は、顔の指紋化、指紋の顔化という論点を提出して顔と指紋をめぐる議論に一つの道筋を示している (橋本 2008)。そこではベルティヨンの試みから顔の指紋化を、指紋占いの登場に指紋の顔化を見ている。ただし、迷ったら最後に顔写真を見せろと言ってしまふベルティヨンは顔の指紋化に失敗しているとも考えられるわけで、橋本の論点はまだまだ議論の余地を多く残しているだろう。
- (9) たとえば、浴場の盗撮で偶然知り合いを見つけ、それをきっかけにその映像の流通が停止されたり、発売元が摘発されるということがある。
- (10) 盗撮がダブルスタンダードを受け入れざるを得ない最大の理由は、盗撮と監視カメラとの相同性にある。つまり、監視社会になればなるほど、盗撮は監視カメラの合法性のために犯罪化されていくので、やらせであると言わずには流通することを許されなくなるからだ。したがって、監視社会の度合いが深まるほど、盗撮の共同体はいつそう監視社会的思考を実践する場となるのだ。監視と盗撮の関係はすでにそこまで深いものになっている。
- (11) ここでわれわれは露出と窃視・盗撮とが微妙にすれ違うということを確認しておきたい。見せると見る。見せられたものを見る、見られているから見せる、というように両者を補完的關係において捉えることもできそうだが、それは必ずしも正しくない。露出趣味において、当人が見られていることを意識できなければ露出の意味がない。露出は見られているという自覚なしに成立しない。だから、窃視はこの時点で露出趣味とは相容れないことになる。窃視は、見られずに見るものであり、見られているという自覚をもつ者に対してそれが成り立たないからだ。しかし、盗撮は微妙だ。やらせ盗撮のモデルを露出趣味の人間に準えるなら、やらせ盗撮は本物盗撮ではない以上、盗撮が成立しないことになる。つまり、露出趣味に対しては窃視同様、その行為の可能性の条件を掘り崩される。ところが、本文で述べるようにやらせ盗撮と本物盗撮との間の関係はあるところで転倒する。つまり、やらせ盗撮においても、やらせ盗撮であるがゆえに行為のあらたな可能性の条件が創出されるのだ。だが、その時その可能性の条件を満たした行為はもはや盗撮と呼べないかもしれない。だから、「微

- 妙」なのだ。
- (12) 考えてみれば、趣味としてよく知られたコレクションの世界には必ず贋作がある。美術コレクションは特に有名だが、古書コレクションなどにも上出来の贋作がある。コレクション趣味には多かれ少なかれそうした贋作が混じっているものなのだ。
- (13) テロリストグループのような監視に自覚的な集団は、意図的に偽情報を盗聴傍受させることはめづらしくないだろう。その意味で、監視が扱うデータのすべてが「本物」とは単純に言い切れない面もあるが、盗撮におけるやらせとそれら意図的な偽情報は質的に異なる。やらせ盗撮は、盗撮されていることに自覚はあるだけで、その振る舞いにおいて本物と変わるところはない。その意味で、単なる「偽」ではないのがやらせである。
- (14) このシステムが収集するのは両手人さし指の指紋とともに、またもや顔写真なのだ。4章で見た顔写真の呪縛は最新の監視システムにも及んでいるということだろうか。なぜ顔写真が監視社会において集められ続けるのかは大きな問題である。
- (15) 指紋と写真とが一つの技術を形成することで指紋による個人識別が飛躍的に拡大することになった。それにコンピュータ技術が付加することでさらに拍車がかかった。指紋と写真の技術的融合が生み出した状況と問題については、Finn (2005) を参照のこと。
- (16) ログギャラリーは犯罪者の顔写真コレクションであるが、それがコレクションであるのは見に出かけた大衆がそこに実用上の機能を付加したからである。警察内部においてログギャラリーは顔写真の集積にすぎなかった。
- (17) だから、逆に言うと、いまなお身体を総体として捉えようとする監視カメラはすべて盗撮的である。

文献

- Baudrellard, J., 1968, *Le Systeme des objets*, Editions Gallimard, (=1998, 浜口稔訳「蒐集の分類体系」(高山宏・富島美子・浜口稔訳『蒐集集』, 研究社).
- Beavan C., 2001, *Fingerprint: The Origins of Crime Detection and the Murder Case That Launched Forensic Science*, Hyperion Books (=2005, 茂木健訳『指紋を発見した男』, 主婦の友社.)
- Finn J., 2005, "Photographing Fingerprint: data collection and state surveillance", *Surveillance and Society* vol. 3(1), 21-44
- Gunning, T., 1995, "Tracing the Individual Body: Photography, Detectives, and Early Cinema", in Charney L. and Schwartz V. eds., *Cinema and the Invention of Modern Life*, University of California Press, 1995, (=2003, 加藤裕治訳「個人の身体を追跡する」(長谷正人・中村秀之編訳『アンチスペクタクル』, 東京大学出版会.))
- 柏原全孝, 2006, 「窃視の社会学」, 追手門学院大学社会学部紀要, 1号, pp. 1-11
- 橋本一徑, 2008, 「「みられない」写真」, *photographers' gallery press*, no. 7. pp. 141-150.
- Lyon, D., 2001, *Surveillance Society: Monitoring Everyday Life*, Open University Press, (=2002, 河村一郎訳『監視社会』, 青土社).
- Lyon, D., 2007, *Surveillance Studies: An overview*, Polity Pres.
- 三浦俊彦, 2007, 『のぞき学原論』, 三五館.
- Norris C. and Armstrong G., 1999, *The Maximum Surveillance Society: The Rise of CCTV*, Berg.
- 大澤真幸, 2008, 『不可能性の時代』, 岩波書店.
- Sengoopta C., 2003, *Imprint of the Raj*, Macmillan (=2004, 平石律子訳『指紋は知っていた』, 文藝春秋).
- 鈴木謙介, 2005, 「監視はなぜ困難か」, 『社会学評論』 vol. 55, No. 4, pp. 499-513.
- 渡辺公三, 2003, 『司法的同一性の誕生』, 言叢社.

2008年10月31日受理